

## 第 3 回議会モニター会議開催要領

- 1 開催日程 令和 7 年 1 月 30 日（木）18 時 30 分～20 時
- 2 開催場所 役場 3 階委員会室
- 3 会議手法 参集（12 名）／オンライン（2 名）

### 4 趣 旨

「令和 6 年度芽室町議会活性化計画主要事業（活性化策）」に掲げた「外部評価による議会活動の精査と向上」の具体的な取組みとして、常任委員会が 1 年間をかけて調査研究を進めた政策課題（抽出事業）について、議会モニターによる外部評価を実施しようとするものである。

### 5 議論（評価）テーマ 「芽室町議会の 1 年の活動を振り返る。」

- 評価対象事業～「常任委員会の取組み（抽出事業の調査と成果）」
  - ・総務経済常任委員会～「芽室町まちなか再生ビジョン」の検証並びにあり方について
  - ・厚生文教常任委員会～「誰一人取り残さない防災対策の構築について」

### 6 議論（評価）手順

評価は、下記手順を目安にグループワークにより行う。

- ① 両常任委員長が参加者全員に対し、抽出事業の取組概要（活動）を報告する。
- ② あらかじめ設定したテーマ別のグループに分かれる（各グループで議論するテーマは総務経済常任委員会抽出事業もしくは厚生文教常任委員会抽出事業のいずれかひとつとする）。
- ③ 各グループの議員（1 グループ 2～4 名配置）がファシリテーターとなり、モニターから自由な質疑を受け、議員が説明する。
- ④ モニターのそれぞれの視点で、常任委員会が 1 年間の政策課題として選定した事業について、調査研究の手法・手順（住民等との意見交換・先進地事務調査及び実施時期など）や課題・成果について、自由に発言してもらう。
- ⑤ 議員が担当グループの意見等を踏まえた評価を総括する。
- ⑥ なお、フリートークでは、モニターから次年度に向けて議会（委員会）が調査研究を期待する行政課題（政策・施策・事務事業）を意見・提案していただき、翌年度の政策課題（抽出事業）の選定に反映する流れとする。

## 7 会議次第及び予定時間

- (1) 開会（1分）／渡辺議運委員長
- (2) 趣旨説明（2分）／渡辺議運委員長
- (3) テーマの目的とグループワークの進め方の説明（5分）／立川副委員長
- (4) 常任委員長活動報告（5分×2）
- (5) グループワーク（50分）
- (6) グループ発表（情報共有）（20分）
- (7) 閉会（2分）／鈴木副議長

## 8 グループワークの進行手順

- (1) 自己紹介（15～20秒／1人）（2分）
- (2) 役割分担（進行・記録・発表）（1分）
- (3) グループワーク（40分）
- (4) グループワークのまとめ（5～6分）

## 9 グループ発表（情報共有）の進行手順

- (1) 司会進行／立川議運副委員長（1分）
- (2) グループごとの発表（3～4分／1グループ）

## 10 グループ編成

- (1) 1グループの構成は4～6人（モニター：2～3人／議員：2～3人）
- (2) 5グループを編成する（会場参集：4グループ／オンライン：1グループ）

## 11 特記事項

- (1) 会議終了後に、別途（後日）モニターからアンケートを聴取し、次年度の議会活動に反映する（年間のモニター活動に対する意見聴取）。
- (2) 会議終了時に「令和6年度議会報告と町民との意見交換会（2月15日開催）」の開催案内をし、参加者を募る（ちらし配布）。
- (3) 令和7年度議会モニター募集の周知をし、希望者を募る。

## グループワーク進行次第

- 1 自己紹介（30秒／1人）（2分）
- 2 役割分担（進行・記録・発表）（1分）
- 3 グループワーク（テーマ）（30～35分）
- 4 フリートーク（テーマ以外）及びまとめ（10～15分）
- 5 グループ発表（情報共有）（3～4分×4グループ）

# 芽室町議会モニター設置規程

令和4年11月22日議会告示第1号

(目的)

第1条 この規程は、芽室町議会モニター（以下「議会モニター」という。）を設置することにより、町民からの要望、提言、その他の意見を広く聴取し、芽室町議会（以下「議会」という。）の改革・活性化の推進及び政策提案機能を強化することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民等 めむろまちづくり参加条例（平成16年条例第2号）第2条第2号に規定する町民等をいう。
- (2) 会議 議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び議会議長（以下「議長」という。）の下に設置する組織等をいう。

(定員)

第3条 議会モニターの定員は、20人以内とする。ただし、議長が必要と認めるときは増員することができる。

(資格)

第4条 議会モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 町民等であること。ただし、芽室町職員、議員及び各種行政委員は除く。
- (2) 議会のしくみ及び運営に関心があること。
- (3) 町政及び地域社会の発展に関心があること。

(募集方法等)

第5条 議会モニターは公募とする。ただし、議長は適当と認めた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

(委嘱)

第6条 議会モニターは、前条の公募者及び推薦者のうちから議長が委嘱する。  
2 議長は、前項の規定による議会モニターの委嘱に当たっては、議会モニターの年齢・居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(解任)

第7条 議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該議会モニターを解任できるものとする。

- (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。
- (2) 議会モニターから辞任の申出があったとき。

(3) その他議長が必要と認めたとき。

(任期)

第8条 議会モニターの任期は1年とし、再任を妨げない。

(報酬等)

第9条 議会モニターが議会主催の意見交換会に参加した際は、報酬及び費用弁償を支給する。

(職務)

第10条 議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

(1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。

(2) 「芽室町議会だより」及び「芽室町議会ホームページ」などに関する意見を文書により提出すること。

(3) 議会の政策提案に関すること。

(4) 議長が依頼した議会の運営に関する調査事項に回答すること。

(5) 議会議員と1年に2回以上、意見交換を行うこと。

(6) その他議長が必要と認めたこと。

(提言等の取扱い)

第11条 議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年11月22日から施行する。